

第 5 8 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 債権の内容      | 足立区生業資金貸付金   |
| 2 | 債 務 者      |  |
|   | (1) 主たる債務者 | 足立区西竹の塚在住者   |
|   | (2) 連帯保証人  | 足立区竹の塚在住者  |
| 3 | 放棄する債権の額   | 1, 5 2 5, 3 0 7 円  |
| 4 | 放棄の理由      | 主たる債務者はすでに死亡し、相続人である連帯保証人は著しい生活困窮状態にあり、支払いが困難であると認められ、回収できる見込みがないため。 |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この案を提出いたします。